

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年1月8日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	高 木 順 子	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	新 崎 長 俊	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	小 川 貴 裕	（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官	辻 好 隆	（千葉地方検察庁検事）
検察官	前 田 澄 子	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	川 本 雄 弥	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	高 島 圭 介	（千葉県弁護士会所属）
補充裁判員経験者1番		男
裁判員経験者2番		男
裁判員経験者3番		男
裁判員経験者4番		女
裁判員経験者5番		男
裁判員経験者6番		男
裁判員経験者7番		女

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それでは、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。

この意見交換会の趣旨は、様々な裁判員裁判を担当された方々から率直な御意見をいただいて、今後の裁判員裁判にいかしてまいりたいというものです。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、経験者の方々から、お一人ずつ、裁判員等をお務めになられた全体的な感想を、担当された事件の概要などにも適宜触れつつ、一言ずつお聞かせいただければと思います。

1番の方からお願いいたします。

【1番】

私は、覚せい剤取締法違反被告事件の裁判の補充裁判員として選任されました。最初に法廷に入ったときの感想は、座った椅子がとてもよかったので、これなら長時間でも耐えられるなど感動しました。

裁判の争点は、共謀共同正犯が成立するかだったのですが、尋問の際に、証人がしゃべりたくないと言い出すものですから、裁判長が、「しゃべりたくないことは、しゃべらなくてもよい。また、遮蔽をするので、被告人と顔を合わせることはない。」と説明して、ようやく本人が了承したということがありました。

結局、証人が証言したことによって、被告人は、下っ端の人間ではなく、結構、上の立場の人間なんじゃないかということになりました。

裁判自体は、テレビドラマや映画とは違って、特に盛り上がる場面もなく、粛々と進んでいった感じでした。

裁判員に選ばれたときに、量刑について全く分からないので、どのように考えて判断すればよいのかと不安に思っていたのですが、後々、量刑グラフを用いて説明を受けてから、なるほどとよく分かりました。

【司会者】

担当された事件は、覚せい剤の密輸の事件ということですね。その証人は、共犯者の立場にあった者だったのでしょうか。

【1番】

共犯者かどうかは分からないのですが、組織のことを知っている人なんではないかな。だから、「証言するのは怖い。」と言って、証言を拒んでいたんです。

【司会者】

その証言などから、被告人も密輸に関与しているということを認定された事案のようですね。

証人がしゃべりたくないと言い出したり、遮蔽の措置をとったりと、十分難しかった事件かと思います。

【1番】

テレビや映画では、その人がいるのかいないのかということは、裏側からしか見えないから、初めて正面から見ることができ、こういうこともあるのかと思いました。

【司会者】

後ほど、証人尋問のことや、事実認定のこと、量刑のことなど、順次、話を進めていきたいと思いますので、また、そのときに御発言ください。

それでは、2番の方、お願いします。

【2番】

多分、裁判員に特別な準備をさせたり、負担をかけたりしないようにという趣旨だと思うのですが、呼ばれた当日の朝、多少説明は受けたんですけども、いきなり審理が始まったので、ちょっとびっくりしました。

私の担当した事件は、覚せい剤の事件で、多分、1番の方と同じ事件だったんですけども、本物の覚せい剤を初めて見たり、普段経験しないようなことを急にたくさん経験しましたので、最初は、とまどったりもしたんですけども、一つ一つ丁寧に説明がされたので、全体として裁判は分かりやすく進んでいき、非常に良い

経験ができたというのが全体的な感想です。

【司会者】

そうですね。同じ裁判に参加されていますね。

【2番】

1番の方も言っていたように、証人が証言したくないと言い出して審理が中断したり、遮蔽措置をとったりと、当初の予定と違うことがいろいろ起こったりしたのですが、それも良い経験ができたなと思っています。

【司会者】

それでは続いて、3番の方、全体的な感想や参加された事件の概要について、お願いします。

【3番】

世間では、裁判員候補者に選ばれると、ネガティブな感想を持つ方が多いと聞きますが、私は、エントリーされた通知が届いたときから、是非、裁判員をやってみたいと思っておりました。

実際に選任されたときは、ドキドキしたことを覚えています。

私の担当した事件は、被告人が介護をしていた元妻を殺害したというものでした。

被告人の状況を聞いて、どうやって裁くのか、非常に難しいんだろうなと思ったんですけども、争点について一つ一つ整理して提示され、検察官や弁護人が争点に沿って主張を繰り返していくのを法廷で見聞きし、裁判はこうやって進むんだな、こうやって裁いていくんだなと、身をもって体験できたことは、非常に貴重な経験になったと思っています。

評議では、裁判官の説明が非常に的確で、どうやって考えたらよいのかがよく分かりました。最初は、不安がありましたけれども、活発な議論ができて、非常に良い経験ができたと思っています。

【司会者】

殺人事件で、殺意や正当防衛の成否が問題になったという難しい事件のようだし

たね。争点がどのように提示されていたかなどにつきましては、後ほどお話しただければと思います。

裁判官の説明が分かりやすかったとおっしゃいましたが、小川裁判官がこの事件の左陪席として担当していたんですね。

【小川裁判官】

はい、担当させていただきました。

割と論点も幾つかあって、難しい事件だったので、どのように説明したらよいか、いろいろ準備をしましたので、今の感想を聞いて安心しました。

【司会者】

それでは4番の方、お願いいたします。

【4番】

私も、3番の方と同様、裁判員に選ばれたときには仕事を休んでよいと、会社から許可をもらっていましたので、もし選ばれたら、やってみたいなと思っていました。

私の担当した裁判は、傷害致死事件で、裁判員選任手続期日も含めて、全部で8日間行われました。裁判員は二、三日で終わるのかなと思っていたので、予想外でした。初日に、裁判長から、今回の事件はいろいろなものが絡み合う内容だということを知り、少し不安に感じましたが、裁判官の皆さんには、とてもフランクに接していただいて、控え室等で裁判に関係のない雑談もしたり、こちらの素朴な疑問にも丁寧に答えていただいたりして、だんだん日が経つにつれて、皆さんの緊張が解けていきました。

事件の方は、登場人物が多く、利害関係なども絡み合っていたり、割と複雑でした。被告人も、被害者も、事件当時、お酒を飲んでいて、被告人は、一番肝心なところの記憶がないというのですが、証人の話を聞くうちに、だんだん分かってきました。量刑を判断する段階になったときに、いったいどうやって判断すればよいのだろうと思ったら、これまでの量刑をまとめたものを示していただいて、何とか結

論を出すことができました。

私たちのグループは、年代がばらばらで、男女比もちょうど半々で、よい雰囲気でお互いの意見も聞けて、非常に良い経験をしたと思っています。報道では、裁判員裁判に参加して、心に傷が残ったとかということばかりが取り上げられていますけれども、私は、参加してよかったなというのが率直な感想です。

【司会者】

人が亡くなっている事件ということで、いろいろ心の御負担もあつただろうかと思いますが、参加していただきまして、本当にありがとうございます。

4番の方が参加された事件では、証人として、法医学の医者や目撃していた人たちなどが出廷して、何人もの証言を聞いた上で、被告人質問が行われたようで、大変な事件だったと思います。

その証人の話で、だんだん事件の内容が分かってきたということでしたが、その辺についても、後ほどお話しいただければと思います。

また、量刑の基本的な考え方について、裁判所としては、犯行自体に関わる犯情とそれ以外の一般情状とに区別して考えているところですが、それについて後ほど御意見をお聞きしたいと思います。

それでは、5番の方、お願いいたします。

【5番】

通知が届いたときは、参加するかどうかわ迷っていたんですが、最終的には、参加してみて良い経験だったなと感じています。

私の担当した事件は、覚せい剤の密輸事件で、被告人が外国人でしたので、通訳を介してやりとりをしますので、ちょっと時間がかかっているのかなと感じました。

被告人の表情が変わらなくて、何を考えているのか分からず、真実を述べているのかどうかがよく分からなかったんですけども、いろんな証拠が出てきましたし、全体的にはスムーズに進んだのかなと感じました。

【司会者】

5 番の方の事件も、覚せい剤の密輸事件ですね。被告人が外国人で、自分が空港に持ち込んだものが違法薬物であるということは知らなかったと主張した事件のようですね。被告人が外国人ということで、被告人の供述の信用性の判断が難しかったということでしたが、また後ほど、どのように判断されたのか、あるいは、供述の信用性についての検察官や弁護人の意見は分かりやすかったのかといった点についても、御意見をお聞きしたいと思います。

では、6 番の方、お願いいたします。

【6 番】

私の担当した事件は、強盗殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件でしたが、最初に通知をいただいたときから、拒む理由はないなと思っておりまして、勤めている会社へ確認したところ、特別休暇制度が整備されていたので、胸を張って参加させていただきました。

ただ、審理期間が多少長かったと感じました。その期間中も、仕事に穴をあけられませんので、毎日、審理が終わった後、携帯電話やメールでやりとりをしていました。

事案については、犯行があったのは、10年以上前のことで、実行犯は、既に刑に服していて、被告人は、10年以上女性と一緒に逃亡していたところ捕まり、裁判に至ったというものでした。証人として、被害者の方、被害者の奥様、そして、刑に服している実行犯、その実行犯をかくまった女性、一緒に逃亡した女性が出廷して、非常にたくさんの方がかかわっていた事件でした。

最初、担当する前というか、この事件をちょっと遠巻きに見ていたところがあったんですけども、そのときには、被告人の人生を左右するという意識はあったんですが、実際、それだけたくさんの方たちが証言台に立って証言されていたときに、この先の人生を左右されるのは被告人だけじゃないなと思いました。実際、被害者の方は、視力が半分失われ、嗅覚がほぼなくなり、顔面に麻痺が残り、銃で撃たれたときの破片が残っていて、感染症をいつ引き起こすか分からず、10年経っても

感情のやり場がなくなっているという状況で、被害者の方にとっても、量刑の判断や審理の進め方そのものも、今後の生き方を左右してしまうのではないかと強く感じました。

犯行から10年以上経っていて、犯行で使われた拳銃等の証拠はあるものの、被告人が共謀したことを示す具体的な物証が乏しい事件でしたので、携帯電話の着信の履歴だったり、女性と一緒にお茶をしていたときの8分間の空白の存在などから、ものごとを合理的に考えて、何が正しいのかを判断しなければなりません。被告人は、非常に弁が立つ人間だったので、被告人の話の中に矛盾点はないかをよく検討しながら、何とか最終的な判断をしました。

ただ、裁判長を初めとするチームとしての一体感を感じながら、審理や評議を行えたので、みんな納得して終われたのかなと思います。

また、私自身の物事の考え方は果たして合理的なのかどうかということ、仕事をしている中でも、時々、思うことがあるんですけども、決して非合理ではないなということを確認する場にもなりましたし、非常に良い経験をさせていただいたと思っています。

ただ、時間的に無理があったとは全く思っていないんですけども、やはり終わった後、ちょっと体調を崩してしまい、やはり精神的な負担があったのかなと今になると思います。

【司会者】

6番の方の事件は、被告人が被害者に対して負っていた借金の返済を免れようとして実行犯に殺害を依頼して、その実行犯が拳銃で被害者を撃ったという事件です。被告人自身は、殺害行為を担当していないので、殺害行為を担当した者に殺害を依頼したかどうかということが争点になった事件です。

審理期間は、判決まで9日間を要し、証人の数も多く、大変だったと思います。

後ほど、被告人の供述の信用性などの判断について、あるいは、量刑についてどのようにお考えになったか、御意見をお聞きしたいと思います。

それでは、7番の方、お願いします。

【7番】

私は、ちょうど1年前の12月に、外国人による覚せい剤密輸事件の裁判に参加させていただきました。自分に務まるのかどうか、とても不安でしたけれども、最初に集まったときに、裁判官の方々が御自身の経歴や御趣味などをざっくばらんに話ししてくださいまして、続いて、私たちも順番に自分のことを話をしていくうちに、随分と緊張感がほぐれていきました。そして、このチームでやっていくんだなという、何か一体感みたいなものが生まれたように思います。

また、お昼なども、皆さんとお食事をしながら、裁判のことを話し合ったりするうちに、分からなかった点などを確認し合えたのも大変よかったかなと思います。

そのときも、裁判長も同席してくださっていたので、本当にチームとしての一体感が常にあって、皆さんとざっくばらんに話しできたかなと思います。

検察官が、被告人が来日するまでの経緯などについてカラーのレジュメ等を用意されていて、時系列でまとめられていましたので、とても分かりやすく、また、裁判の間も、そこに、自分で分からなかったこととか、いろいろメモをとりながら、そこをまた後で質問したり、皆さんと確認し合えたということで、とても分かりやすく進められたかなと思います。

被告人の年齢がちょうど私の息子と同じだったので、覚せい剤の密輸という、とても大変な事件に関わったその辺の心境を考えると、どうしてこんなことをしてしまったんだろうと感情移入してしまったところがありました。

正直なところ、裁判員としてどういう事件に関わるのか不安だったんですけども、ちょっと不謹慎な言い方かもしれませんが、殺人事件などだったら、自分に務まっただろうかと思ったりもします。それにしても、覚せい剤の密輸が社会に及ぼす影響力を考えると、もしかしたら、殺人よりも重い罪ともいえると思います。千葉県には成田空港があり、密輸事件がとても多いんだということも聞きましたので、厳重に処罰して水際で防ぐことの大切さを知りました。

【司会者】

今日は、2時間ばかりの会ですから、裁判と比べて短い時間ではありますけれども、一体感を醸成して率直な御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

お一人ずつ御発言いただきましたので、ここからは、法廷での審理で行われた手続の順番で、皆様の御意見をお聞きしたいと思えます。

法廷での審理は、検察官や弁護人の冒頭陳述、証拠書類の取調べ、証人尋問や被告人質問、論告・弁論という順番で行われたと思えます。

この手続の順番に沿って、御意見、御感想をお話しいただきたいと思えます。

なお、最後に、検察官と被告人からも、皆様に質問をさせていただくお時間も設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、検察官と被告人が冒頭陳述を行ったと思えます。これは、裁判の争点ですとか、争点に関するそれぞれの主張の対立点を皆様にお伝えするという手続ですが、この裁判の争点ですとか、双方の主張の対立点は、皆様によく伝わりましたでしょうか。

検察官や被告人から、この事件をどのような事件として見立てているのかといった説明は、ありましたでしょうか。その辺りについて御意見をいただきたいと思えます。

7番の方が、カラーのレジюмеで来日経過が時系列でまとめられていて分かりやすかったという御意見をおっしゃっていましたが、これは、冒頭陳述のときのことでしょうか。

【7番】

はい、そうです。

【司会者】

他の方で、冒頭陳述について、良かった点、あるいは、改善しないと検察官や弁護人の主張がよく分からないといった御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

うか。

6番の方にお聞きしますが、冒頭陳述を聞いて、争点は何か、すぐに理解できましたでしょうか。それとも、いま一つよく分からない状態のままで証拠調べに入ってしまったのでしょうか。

【6番】

検察官の説明は、非常に分かりやすかったです。検察官から渡されたレジュメも、法律的な知識がない我々にとって、非常に分かりやすいものだったと思います。

【司会者】

他の方で、冒頭陳述のところで何か御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

6番の方は、検察官の冒頭陳述における説明は分かりやすかったということですが、弁護人のほうは、何か改善すべき点があるのでしょうか。

【6番】

検察官の冒頭陳述は、話の筋が通っていると感じられたんですけども、それに対して、弁護人の冒頭陳述は、どうも合点がいかないといいますか、なぜそれで共謀がなかったといえるのか、いま一つ検察官の主張を覆せていないのではないかと感じました。

【司会者】

弁護人の主張は、説得力が足りなかったということでしょうか。

【6番】

はい、そうです。

【司会者】

5番の方は、冒頭陳述について、何か御意見は、ありますか。

【5番】

私の担当した事件は、覚せい剤を持っていたこと自体は明らかなので、これを被告人が知らないで持っていたのか、もしくは、知っていて日本に持ち込んだのかと

ということが争点だったと思います。

被告人質問の際に、被告人は、いろいろ述べていましたけれども、確たる証拠がありましたので、審理はすんなり進んでいった感じですね。複雑な事件だという感じはしませんでした。

【司会者】

では、検察官と弁護人の冒頭陳述を聞いた段階で、被告人が、自分が持ち込んだ荷物の中に覚せい剤が入っているということを知っていたか、あるいは、知らなかったか、そこが争点だということが理解できたということでしょうか。

【5番】

はい、理解できました。

【司会者】

最終的な結論はともかく、検察官と弁護人が、判断するために、どの証拠を見てほしい、着目してほしいと言っているのかという点も、伝わりましたでしょうか。

【5番】

はい、伝わりました。

【司会者】

4番の方にお聞きしますが、争点がどこにあるのか、あるいは、その争点を判断するに当たって、どのような証拠を見ればよいのか、どういう点に着目すればよいのかについて、検察官と弁護人の冒頭陳述を聞いて理解することができましたでしょうか。

【4番】

大体、最初の段階で概要はつかめましたし、登場人物が多かったりしたのですが、検察官や弁護人からいただいた関連図みたいなものが載っているカラーのレジュメを何回も見直して参考にしていましたので、分かりやすかったと思います。

争点についても理解できましたし、その後、証人の話を聞いて、だんだん明らかになっていきました。

【司会者】

登場人物が多い事件について相関図などを出されたという点は、検察官や弁護人の工夫が感じられ、評価できるということですね。

【4番】

はい。

【司会者】

その相関図などは、その後、証拠調べが進む間も、参照して大変役に立ったということですね。

3番の方は、どうでしょうか。

【3番】

争点は、被告人が護ろうとしたのは生命か身体、生命を護ろうとしたのであれば、それだけ量刑が減る結果になるという点と、殺意があったか、なかったかという点でした。

最初は、漠然としたイメージしかもっていなかったんですけども、冒頭陳述を聞いて分かりやすかったので、争点はこういうことだとはっきり分かりました。

検察官の主張も、弁護人の主張も、どちらももったもんな主張に感じられました。

【2番】

私の担当した事件は、共謀共同正犯の成否と、その関与の程度の前提となる事実関係にちょっと争いがあるという事件でした。検察官の冒頭陳述では、レジユメが配られて、まず、共謀共同正犯とはどういうものかについて、分かりやすく説明がされていて、その共謀共同正犯の成否に向かって、前提となる事実関係を証人の証言によって立証がされていき、証人の証言の信用性についても丁寧に説明がされていて、分かりやすかったです。一方、弁護人の冒頭陳述は、なるべく分かりやすくしようという姿勢は伝わってきたのですが、多少、素人には分かりにくい内容だったかなという感じがしました。

【司会者】

同じ事件に参加されていましてので、続けて1番の方からも、冒頭陳述についてお聞きしたいと思います。

【1番】

裁判官、検察官、弁護人、みなさんの説明は、とても分かりやすく、どもることもなく、テレビや映画で見たとおりの印象でした。

検察官と弁護士の方に質問があるんですけども、まず、検察官は、まだ裁判をやっていない、証言とか何も無い中で、これは共謀共同正犯が成り立つんだと考えて裁判に臨んでいらっしゃるのでしょうか。

それから、弁護士の方には、裁判が進行していくうちに、検察官の主張どおり犯罪が成立するかもしれないと思ってくるんですけど、それでも、犯罪は成立しないんだと、弁護人はフォローされるわけですけど、どんなお気持ちで弁護されているのかという点について、お聞きしたいと思います。

【司会者】

弁護人は、被告人の正当な利益を擁護することを職責としているので、被告人側から見た主張をするということは、職責を全うしているということになるわけなんですけど、検察官と弁護人は、冒頭陳述の段階から、最終的に自分がどのような主張をするのかということを念頭において、冒頭陳述を構成されているのでしょうか。そこら辺のお話などを聞かせていただければと思うんですけど、まずは、検察官、いかがでしょうか。

【辻検察官】

検察官の辻でございます。この度は、参加させていただいて、ありがとうございます。

検察官の冒頭陳述は、裁判において検察官がこういう事実を立証するのだということの説明して、それはこういう証拠で立証するということを皆さんにお伝えするというものであります。

したがって、そこは、当然、ゴールを想定してやっているところでございま

すので、検察官が裁判で皆さんにお示しするものの全体図を示すということになります。

最終的には、それを全て立証した上で、論告において、こういう事件を立証した、については、この事件についてはどういう求刑をしたらよいか、量刑にしたらよいかということに結び付く形で冒頭陳述を行っているところであります。

【司会者】

弁護人も、冒頭陳述において、どのようなことを狙いとしているかという点について、お話しいただければと思います。

【川本弁護士】

弁護士の川本と申します。本日は、よろしく申し上げます。

質問に関しましては、弁護人の側としては、当然、最終的にどのような主張をするのかということが前提になって、冒頭陳述を結果から遡るような形でまとめてはおりますが、検察官と根本的に違うのは、より争点に着目して、切り分けた形で主張することが多いのではないかと個人的には考えています。

初めから終わりまでのストーリーというものを、こちらで大きく提示するということよりも、検察官が考えていることの中にどのような問題点があるのだろうか、そういう別の観点から見ると、こういうものが見えてきますということ、言ってみれば、前出しするような形で準備することが比較的多いのではないかと考えております。

今、お話を聞いている中で、インパクトが足りないという御指摘がありました、非常に重要な御指摘で、私たちも考えていかなければならないことだと思いました。

【司会者】

それでは、次の話題に移りたいと思います。

冒頭陳述の後に、裁判所から、公判前整理手続の結果を報告しますという手続があったと思います。

もしかしたら、印象が薄くて御記憶に残っていないという方もいらっしゃるかも

しませんが、印象が薄いとしたら、なぜ印象が薄いのかということも、裁判所としては、お伺いしたいところです。あるいは、振り返ってみると、このような結果の報告をしてもらえば、よかったのになという御意見がありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

【1番】

はっきり言って、ちょっと記憶にないです。

【4番】

私も、記憶にないんですけども、具体的にどのようなことが行われたのでしょうか。

【司会者】

一般的に言えば、裁判長から、公判前整理手続を行った結果、本件の争点はこちらのところにありますと、それぞれの争点についての検察官や弁護人の主張はこうですとか、それについて、これからこのような証拠が取り調べられますなどといった報告が行われます。

【7番】

今の話を聞いて、思い出しました。確かに、そういった内容の報告というか、お話がありました。

【司会者】

報告のやり方について、御意見は、ありますでしょうか。冒頭陳述と重複しているなど感じたりしたという方は、いらっしゃいますでしょうか。

【7番】

いいえ、そういうことはありません。

冒頭陳述を聞いて、それぞれの主張がよく整理されていたので、流れがつかめて、分かりやすかったと思います。

【司会者】

それでは、証拠調手続の話題に移りたいと思います。

まず、証拠書類の取調べが行われたと思いますが、その内容について、分かりやすかった点や分かりにくかった点、あるいは、分かりにくかったとしたら、どのような点が問題だったか、御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

証拠書類とは、例えば、現場の図面ですとか、写真など、そういったもののことです。

【4番】

傷口や血痕の写真がモニターに映し出されて、検察官が説明するんですけども、証拠自体は、私たちの手元にはありませんし、説明が終わると、すぐにモニターから消えてしまうので、もうちょっと見たいのになとか、もう一回見たいのになと思っても、どんどん次の証拠が映し出されていくような感じでした。最終的に、裁判長に話をして、見せていただいたんですけども、もうちょっとゆっくり見せてもらえたら、よかったなと感じました。

【司会者】

他の方は、いかがでしょうか。同じような感想を持たれた方、あるいは、別の観点でも結構でございます。

【6番】

私の担当した事件で、証拠として出てきたものは、現場の見取図と犯行が行われた車の写真でした。

被害者が拳銃で撃たれた後、車のサンルーフを壊して車外に出て、しかも、発砲した人間から拳銃を奪い取って撃ち返そうとしたという場面の写真から何から全部見せていただいて、犯行に使われた拳銃と弾痕を見たんですけども、言葉で聞くよりも、よりインパクトが感じられました。

実際に、証拠を手にとって見るということは、その後の判断をするに当たっても、非常に有効なことなんだなと感じました。

【7番】

私の担当した事件は、被告人が覚せい剤をジャンパーの中に縫い込ませたり、バ

スタオルの中にしみ込ませて持ち込んだのではないかという事案だったのですが、実際に、スーツケースから本人が持っていた着替えやバスタオルなどを並べて、手に持ってみて、これだけの重さのものが本当に自分の知らない間に入れられて、その上に自分の衣類等をかぶせていて、気が付かなかったのかとか、被告人は、途中で、どこかに1泊しているんですが、そのときにスーツケースを開けてみて、気が付かなかったのは、おかしいのではないかなど、証拠を一つ一つ確認することで、被告人の供述におかしな点があることがよく分かりました。

【3番】

私の担当した事件の被告人は、手術をした跡の見た目がよくないということで、前掛けのようなものをぶら下げて隠していました。犯行時、被告人は、妻からその部分を押しえつけられる暴行を受けたとしていました。ところが、押しえつけられたとした場合、被告人は呼吸ができるのかという疑念が生じ、これが争点となりました。それで、実際に、証拠の前掛けのようなものを見せてもらうことで、いろいろ議論ができましたので、実物を見ることは、とても有効なことだと思います。

【司会者】

証拠品は、判断を形成するに当たって大変有益であったという御発言が続きましたが、逆に、こういう証拠を見せてもらえばよかった、あるいは、分かりやすかったはずだという感想をお持ちの方は、いらっしゃいますでしょうか。

【1番】

私の担当した事件の争点は、共謀共同正犯が成り立つかどうかということでしたので、証拠関係は、証人から話を聞くことがほとんどでした。車のどこに乗ったのか、被告人はどこに座ったのか、態度はどうだったのか、誰が一番上の人物に見えたのか、被告人は何番目ぐらいだと思ったのかということが聞かれました。被告人の内縁の妻のほうが上に見えたとか、その次の立場に被告人がいたのだが、まるっきり下の位置にいる人間だとは思えないというような証言がされて、だんだん共謀共同正犯が成り立つのではないかという方向に話が進んでいきました。

【4番】

私の担当した事件では、争点に関するものとして、写真が一番重要な証拠でした。裁判の1日目に写真を見て、1日空いた2日目に証人尋問が行われたのですが、手の付いた位置だったり、血痕の位置だったり、証人の証言に矛盾な点がないかを考えたときに、1日目には気付かなかったのですが、写真がとても重要だったということが分かりました。最後の評議のときに、もう一度写真を見せていただきましたけれども、その間は、写真を見ることはできなかったのです。

証人尋問の前に、写真を見ることができたならよかったのではないかと思います。

【司会者】

そうすると、裁判が始まった早い時点で写真を見せられても、証拠としての重要性があまり分からないので、その後に行われる証人尋問のときに、適宜、写真を示すなど何らかの工夫があればよかったのではないかと思いますでしょうか。

【4番】

多分、適宜写真を示されたかもしれないんですけども、自分の手元にはありませんので。

【司会者】

法廷で調べた証拠は、裁判所にその場で提出されますので、後で見返していただくことは可能です。

ただ、審理の理想的な形としては、後で見返して、そうだったかと復習するのではなく、法廷で証拠の書類とか図面とか写真を見ていただいて、飲み込んでいただき、そして、それを前提に証人尋問も理解できて、法廷の中で判断を形成していく。復習して形成するのではなく、法廷の中で証拠を見て形成していくという形を理想としておりますので、もし、復習しないと、分かりにくいというところがあったのであれば、そこは、法律家のほうで工夫すべき点であると思います。

1番の方が担当された裁判では、証拠物というよりは、出てきた証人の証言が中核となるものであったかと思われそうですが、判決を見ますと、その前提として通話履

歴などの書証が出たのではないかと思います。

覚せい剤密輸事件では、通話履歴などが書証として提出されることが多く、検察官や弁護人は、それらを提示することについては、御苦勞されていると思うのですが、通話履歴を証拠書類としてつくるときに、何か工夫されていることはあるのでしょうか。

【前田検察官】

検察官の前田です。本日は、よろしくお願ひします。

覚せい剤密輸の事件では、共犯者と被告人の間では、メールなどで連絡がとられていることが多いので、皆様も見られたとおり、携帯電話の履歴やメールのやりとり等を証拠として出すことが多くあります。実際にやりとりされたメールは、かなりの膨大な量になりますので、その中から事件に関係があると思われるもの、被告人質問等で使って意味があると思われるものに絞って、それも、できるだけ被告人質問等で話を聞いて、こちらが考えている意図が伝わりやすいような形で証拠の取調べを行いたいと思っています。

ですから、メールを読み上げるだけというやり方ではなくて、被告人質問において、メールの意味を尋ねていくというやり方を前提にした証拠化を行っております。

【司会者】

検察官としては、そのような意図をもって証拠を提示しているということですが、それを踏まえて、本当にうまくできているのか、あるいは、このように改善したほうが分かりやすいのではないかとといった御意見がありましたら、御発言いただけますでしょうか。

【2番】

検察官から説明して下さったとおり、膨大な資料があったんですけども、その該当箇所に附箋が張ってあって、すごく分かりやすかったです。

【7番】

メールの履歴や通話履歴とかが証拠として提出されていたと思うんですが、やっ

ぱり、一つ一つの内容を精査していった、ここでこういう指示を受けているから、覚せい剤と分かっていたんじゃないとか、そういう推測ができたので、検察官がやろうとしていることは、うまくできていたのではないかなと思います。

【6番】

私の担当した事件は、殺人未遂事件だったんですが、実行犯と被告人、被害者と被告人、さらに、119番通報されたときの通話履歴を全部照合する形で証拠として提出されていたので、被告人の供述と実行犯の証言は、いったいどちらが合理的な内容を述べているのかというところを考えるに当たっては、通話履歴が照合された証拠が非常に役に立ちました。

被告人の抗弁は、それを覆すだけの合理性がなく、この時間は何ですかと追及されると、そこは黙らざるを得ないという状況になったので、通話履歴というのは、非常に有効だったなと思います。

ただ、10年以上前の事件だったので、当時、プリペイド式携帯というのがあって、それが主な連絡手段として使われていたようなんですが、それは、実行犯が怒りにまかせて破棄していたので、出てきませんでした。

プリペイド式携帯の通話履歴が見付からないということは、ちょっと残念ではあったんですけども、それでも、三つの通話履歴を時系列で追っていったものは、非常に有効なものだったなと記憶しています。

【司会者】

それでは、今度は、証人の証言や被告人の供述について、話題を移したいと思います。

被告人や証人への質問について、なぜ検察官や弁護人がこのような質問をするのか、その質問の意図が分からなかったとか、あるいは、とても分かりやすい質問だったとか、いろいろ感じられたと思います。そのような点について、よかった点や悪かった点について、御意見を述べていただけますでしょうか。

【3番】

検察官や弁護人は、非常に上手に、お話をされるのですが、被告人の声が若干聞き取りにくいときがありましたので、そこら辺を改善していただきたいなと思いました。

【司会者】

声が聞こえる、聞こえないは、根本的な問題です。確かに、時々、被告人や証人で、声の小さい人がいます。私も、法廷で、大きな声で発言してくださいとお願いすることもあります。そこら辺は、気を付けていきたいと思います。

5番の方にお聞きしますが、証人の証言や被告人の供述、あるいは、これらに対する質問の意図が分からない、分かりにくいとか、どうしてそんな質問をするのか分からない、あるいは、振り返ってみると、こんな質問は無駄ではなかったかなどと感じたというところは、ありますでしょうか。

【5番】

悪い意味ではないですけども、割と事務的に、すごく淡々と進んでいきましたので、特に問題はなかったと思います。

【司会者】

先ほど、通訳が絡むので、多少長く感じたというような御発言もありましたが、通訳が絡んでいることによって、供述の内容が分かりにくいとか、信用性判断が分かりにくいとか、そういった点は、ありますでしょうか。

【5番】

直訳だったので、よく分からない部分が多少ありましたし、メールの内容などは、文章として、ちょっとおかしいなと思う部分がありました。

【7番】

私の担当した覚せい剤の密輸事件の争点は、被告人が違法薬物と認識していたかどうかということだったのですが、被告人は、とにかく自分は知らなかったんだの一点張りだったので、供述の内容としては、難しい部分はありませんでしたので、通訳を介してはいましたけれども、通訳が聞きづらかったとか、不満に感じること

はありませんでした。

ですから、私は、被告人の表情や様子をずっと見ながら、何を考えているんだろうということを思いながら、被告人の供述を聞いていました。

【司会者】

検察官や弁護人の質問の意図が分かりにくいとか、後から振り返ってみたら、あの質問は無駄だったのではないかなどと感じたことは、ありましたでしょうか。

【7番】

的確に質問をされていたと思います。

これが殺人や傷害致死事件などの難しい事件だったら、違ったのかもしれませんが、争点がすごく分かりやすかったので、検察官や弁護人の質問の内容も、被告人の供述も、よく理解できました。

【司会者】

傷害致死、殺人、強盗殺人未遂などの事件の裁判に参加された方々は、冒頭陳述において、争点は、殺意である、正当防衛である、共謀したかどうかであるなどということが提示されて、よく伝わってきたという御感想をお持ちでした。

冒頭陳述では、検察官や弁護人から、それぞれの根拠となる主張も述べられたはずだと思いますが、その後に行われた証人尋問等において、被告人や証人に対する質問は、それぞれ冒頭陳述で提示された争点、あるいは、それを根拠付けるそれぞれの主張に沿った内容となっていたでしょうか。それとも、争点や主張と全く関係ない、あるいは、関係性が分からない質問となつてはいなかったでしょうか。その辺りのところをお聞かせいただけますでしょうか。

【3番】

私の担当した事件の争点は、被告人が護ろうとしたのは、生命なのか身体なのかという点でしたが、証人に対して弁護人が質問した内容は、生命の危険があったかどうかということに関わる内容でしたので、主張に沿った質問をしていたと思います。

【4番】

弁護人が証人に質問しているときのことなのですが、どうも、弁護人は、もしかしたら、証人が暴行したのではないかと考えている様子で、争点と関係のないことについて誘導尋問的な感じで質問をしたということがありました。

【司会者】

他の方々で、証言、供述のところで御意見のあるという方は、いらっしゃいますでしょうか。

【6番】

私の担当した事件では、証人が6人いたのですが、この証人尋問の順番がとてもよかったなと感じています。

最初に、被害者に対する尋問が行われ、その後、共犯者、被告人をかくまった人物、警察官、被告人と一緒に逃亡した人物の順番で行われました。この順番で尋問が行われたことによって、事件の背景が浮き彫りになったと思います。

【司会者】

今のお話からすると、証人尋問の順番、質問の順番などを工夫しないと、逆に言えば、分かりにくくなるということでしょうか。

【6番】

はい、そう思います。

【2番】

私の担当した事件は、共犯者が4人もいましたので、誰がどういうやりとりをしたかというところが複雑な事案で、証人の証言から事実関係を認定するということが、証人の証言の信用性が問題になった事案でした。検察官の質問は、時系列に沿って質問されたので、すごく分かりやすかったのですが、弁護人の質問は、時系列に沿っておらず、ところどころ分かりにくいと感じるところがありました。

証人の証言の信用性に関しても、証人が外国人だったので、通訳を介して話を聞いたのですが、もちろん、話の中身は分かるんですけども、語り口調や、話して

いる姿から、真実を話しているかどうかを見極めるのには、日本人と比べて、ちょっと難しいと感じる部分がありました。

【司会者】

皆さんの中で、医者などの専門家が証人として出てきた事件に関与された方がいらっしゃると思いますが、専門家の証人への質問は、医療用語などの専門用語が出てきて、分かりにくいと感じた方がいらっしゃるのではないのでしょうか。その辺りについて、御意見をお聞きできますでしょうか。

【4番】

私は、分かりやすかったです。難解な専門用語がつかわれることもなかったですし、検察官がより平易な言葉でかみ砕いて質問を繰り返してくれましたので、特段問題はなかったです。

【司会者】

ありがとうございました。

では、次の話題に移りますが、証拠調べが終わりますと、検察官と弁護人から最終意見が論告と弁論という形で行われます。検察官と弁護人が証拠調べの結果を踏まえて、最終意見を述べるわけですが、それぞれの争点についての主張の対立点は、よく分かりましたでしょうか。その後の評議において、御自身の判断を形成されるに当たって、役に立ちましたでしょうか。

【1番】

分かりやすかったですね。

【司会者】

それぞれの主張がよく伝わりましたか、あるいは、参考になりましたか。

【1番】

そうですね。参考になりましたね。

【司会者】

では、2番の方、いかがでしょうか。最終意見において、検察官と弁護人がどう

いう主張をしていて、どこが双方の主張として違うのか、そして、評議に入ったときに、論告や弁論は、2番さんが判断を形成していくに当たって役に立ったか、あるいは、もし役に立たなかったとしたら、なぜなのか、その辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

【2番】

論告・求刑も、弁論も、両方とも、証拠調べを踏まえたもので、すごく分かりやすく、争点も分かりやすかったので、非常に役に立ったかなと思います。

【司会者】

3番さんは、いかがでしょうか。

【3番】

最終弁論のところでは、検察官や弁護人からいただいたレジュメが非常に分かりやすくて、その後の議論をするに当たっても、非常に参考になりまして、とても良かったと思っています。

また、論点がすごく明確になっていますので、充実した議論ができたと思っています。

【4番】

3番の方と同様です。論告・弁論を聞いている間というのは、評議に入るんだなという準備ができたと思います。

【5番】

私も、とても分かりやすくて良かったと思います。

【6番】

弁護人からは、覆す材料が非常に乏しかったという印象が残っています。

【7番】

論告・求刑の時点では、既に証拠も出ていますし、本人の言っていることも十分理解できていましたし、十分な話し合いも行われていましたので、分かりにくいと感じることはありませんでした。

あとは、最終陳述を聞いて、量刑を判断しようという段階にあったんですけども、結局、最終的に、被告人は、自分がやったのだと、全部知っていたのだという趣旨の発言をしてしまったのです。

要するに、本国に置いてきた息子のことや、奥さんのことが気にかかって、最後に、言わなければならないと思い、自分の知っている全てを話すよというようなことを言ってしまったので、何か肩すかしにあったような気分になりました。

【司会者】

被告人自身がどのように対応したかはともかく、検察官や弁護人がやっていた冒頭陳述、証拠調べの内容、そして論告・弁論、これが、今まで言っていることと全く違うことを言い出したとか、主張として一貫していないとか、そういう一貫性のなさというような、不意を打たれたような、そのような問題点はなかったということで、皆さん、よろしいようですね。

それでは、最後は、評議についての話題になります。皆さんは、評議を経験されてみて、事実認定や証言の信用性の判断について、どのような点が難しいと感じたのか、あるいは、共謀とか、殺意とか、正当防衛とか、違法薬物の認識とか、そういった法律概念が関わってくるものの当てはめについて、それから、裁判所の量刑の基本的な考え方は、先ほど少し言及しましたがけれども、量刑について、皆さんは、どのように思われたのか。

その辺りをお一人ずつ述べていただけますでしょうか。ちょっと盛りだくさんでしたね。

一つは、事実認定について、証言の信用性の判断などについて、どのようにお感じになったかということと、もう一つは、量刑の基本的な考え方について、お分かりいただけただかということ。その辺りを中心にお話しいただけますでしょうか。

【7番】

私たち素人が、量刑を判断することができるのだろうかと不安に思っていたのですが、裁判長のほうから、過去の判例などを示していただいて、こういうことだっ

たら、このぐらいの量刑になるという説明をしていただきましたので、なるほどということ、合点がいったというか、それをもとに皆さんと議論して判断をすることができました。

今までの判例をもとに、上限下限の範囲内から多数決で決めていくというやり方は妥当なんだろうと理解しながらも、その限界を超えるという判断もあるのではないかと少し疑問に感じました。

【6番】

私の担当した事件では、拳銃の入手ルートが最後まで明らかにならず、誰が入手したのかも分からなかったので、電話の通話履歴などから推測して結論を出しました。入手ルートや入手した人物が特定できていれば、みんなの理解度は、更に深まっていたのかなと思います。

それから、裁判官から、本件は十数年前に起こった事件なので、犯行当時の刑法が適用されるから、当時の規定の範囲内で量刑を決めなければならないことになるということを知りやすく説明していただきました。

【5番】

私は、量刑を判断するに当たって、どれぐらいが妥当なのか、全く分かりませんが、裁判官が過去の判例を示してくださったので、みんなで話し合い、結論を出すことができました。ただ、なかなか話がまとまらなかったんですけども、裁判官がうまく議論を整理して導いてくれましたので、みんなで納得した量刑が出せたのかなと思います。

【4番】

裁判官から過去の判例を示していただくことは、判断する際の参考となりますし、裁判員にとって有益なことだと思いますが、過去の判例から考えると、この程度の量刑になりますといっても、被害者は納得できるのか、私には、よく分かりません。

もちろん、過去の判例だけをみて量刑を決めるわけではなく、裁判官から、量刑を判断する際の基本的な考え方について、説明を受けた上で、最終的に判断をして

いるのですが、自分たちが出した結論が適切なのか、今でも、私には分かりません。

【3番】

事実認定において難しいと感じたのは、被告人が護ろうとしたのは生命か、身体かを判断することです。なぜかという、その事件が発生したときに、被告人は、疾患のある元妻から包丁を振り向けられたということだったんですが、恐らく、この事実に対するイメージが各裁判員によって違うのではないかと思います、意見が分かれるかもしれないなと思ったからです。ただ、こういう場面こそ、素人である裁判員が貢献できるのではないかなという気もいたしました。

量刑についてですが、まず、法律上は、このような範囲になるという説明を丁寧にいただきました。それから、過去の同じような事案では、このような判決が出されていますと示していただいて、大体、状況が分かりました。非常に分かりやすかったと思っています。

あとは、執行猶予について説明を受けました。被告人は、献身的に看病をしていましたので、それが報われたのがうれしかったです。

【2番】

私の事件では、評議の冒頭で、裁判官から、共謀共同正犯というのはどういうもので、成否を判断するに当たっては、どういう事情を考慮するのかということについて説明がされました。それを踏まえた上で、まず、事実認定について、各裁判員の意見を聞いて議論していくという流れで進んでいきました。しかし、事実認定の話と評価の話が混同してしまい、何の話をしているのかよく分からなくなってしまうことがあったのですが、裁判官が話を整理してくださったおかげで、ちゃんと議論することができたと思います。

量刑については、裁判官に、過去の判例を示してもらったり、また、共犯者の刑が既に確定していたので、その共犯者の刑も参考にして、結論を出すことができました。

評議の進め方などについては、特段問題点はなかったと思っています。

【1番】

私の事件では、通訳が行われまして、最初は、一々通訳を介することをうっとうしく感じていたのですが、そのうちに慣れてきて、非常に分かりやすく進行したかなと思っています。

量刑については、覚せい剤を密輸した量とか、被告人が関与した度合を考えると、妥当だったかなと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、これから将来、裁判員や補充裁判員になられる方へのメッセージとして、一言ずつお願いできますでしょうか。

【7番】

初めは、不安でしたけれども、やってみて、貴重な経験をさせていただいたと強く感じております。職場でも、いろいろ質問を受けたりするのですが、機会があれば、ぜひ、やってみたらどうですかというようなお話をしています。本日は、ありがとうございました。

【6番】

私も、ほぼ同意見です。やる機会があるならば、やらない理由を探す前に、どうやったらやれるかなと、前向きに取り組んだほうがよいと思います。私は、非常に良い経験だったと思っています。

【5番】

私も、本当に良い体験ができたと感じております。

また、こういった機会があれば、是非、率先して参加したいと思っています。

本日は、ありがとうございました。

【4番】

私も、皆さんと同じで、本当に貴重な経験ができたと思っています。裁判員について、マスコミなどで取り上げられることがあります。余り良い印象ではないの

で、今日のお話で出た良い点などアピールして、次の方に伝わるようになるとよいなと思っています。裁判員は、特別な存在ではなく、国民にとって身近なものとして、誰もが感じるようなことになればよいのかなと思います。

それから、裁判員に選ばれて、最初は、不安でしたけれども、自分一人で何かをしなければならないということは全然なく、チームとして一体感を持って取り組んでいけばよいのですから、そういった不安を払拭していくことも大切なのではないかと思います。本日は、ありがとうございました。

【3番】

私も、とても良い経験をさせてもらったと思っています。

拘束時間が長いということはありませんけれども、とことん議論をしないと、達成感を持ってないんじゃないかと思っていますので、多少の時間がかかるのは、仕方がないのかなと思っています。

裁判期間中、裁判官と昼食を共にしたり、いろいろ温かく接してもらって、とても良い思い出が残っています。どうもありがとうございました。

【2番】

初めは、多少、身構えてしまって、ちょっと緊張していた部分はあったんですけども、裁判は、一つ一つ丁寧に進んでいって、全体として非常に分かりやすかったので、良い経験ができたなと思います。

【1番】

私は、娘に対して、もし、機会があるんだったら、やったほうがよい、人生で何度でもできるわけじゃない、人生の役に立つかどうかは分からないけれども、私は、貴重な体験させてもらったなと感じていると話をしました。貴重な体験させていただいて、ありがとうございました。

【司会者】

是非、娘さんにも参加していただきたいと思います。

それでは、これで意見交換会を終了させていただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(別紙第2)

意見交換会の話題事項

1 趣旨

様々な裁判員裁判を担当された方々から率直な御意見をいただき、今後の裁判員裁判にいかして参りたいと考えています。

2 はじめに

裁判員・補充裁判員を務められた全体的な感想を一言ずつお聞かせ下さい。

3 審理

法廷の審理の順番で話を進めます。それぞれの手続は、事実を認定したり量刑を検討したりする上で分かりやすかったですか。検察官、弁護人、裁判官において改善すべき点はありますか。

(1) 冒頭陳述など

検察官や弁護人の「冒頭陳述」により、裁判の争点や主張の対立点は、分かりましたか。次に行われた裁判官による「公判前整理手続の結果」の報告は、いかがでしたか。

(2) 証拠調べ

証拠書類の内容は分かりやすかったですか。被告人や証人への質問内容や質問時間は適切でしたか。

(3) 論告・弁論

検察官や弁護人の主張は、分かりやすかったですか。主張の対立点は分かりましたか。御自身の判断に役立ちましたか。

4 評議

事実認定は、どのような点が難しかったですか。量刑の基本的な考え方は理解できましたか。

5 終わりに

これから裁判員・補充裁判員になられる方へのメッセージをお願いします。